



第8期(令和3~5年度)

介護保険事業計画の ポイント

介護保険制度の運営は、お住まいの市区町村ごとに介護保険事業計画(3年ごとに見直し)を策定して運営されています。

令和3年4月からの主な変更点

- 令和3~5年度の介護保険料額になりました。

令和3年8月からの主な変更点

- 特定入所者介護サービス費の利用者負担段階と食費の限度額が変わります。
- 高額介護サービス費の利用者負担段階区分と上限額が変わります。

もくじ

しくみ

P3 介護保険のしくみ

保険料

P4 保険料の決め方・納め方

申請

P8 サービスを利用するには

P13 ケアプランを作成し、サービスを利用します

利用

P15 介護サービス・介護予防サービス

P30 介護保険サービス以外の主な高齢者福祉サービス

地域支援事業

P24 介護予防・日常生活支援総合事業

P32 地域包括支援センターがみなさんを支援します

費用

P26 サービスにかかる費用

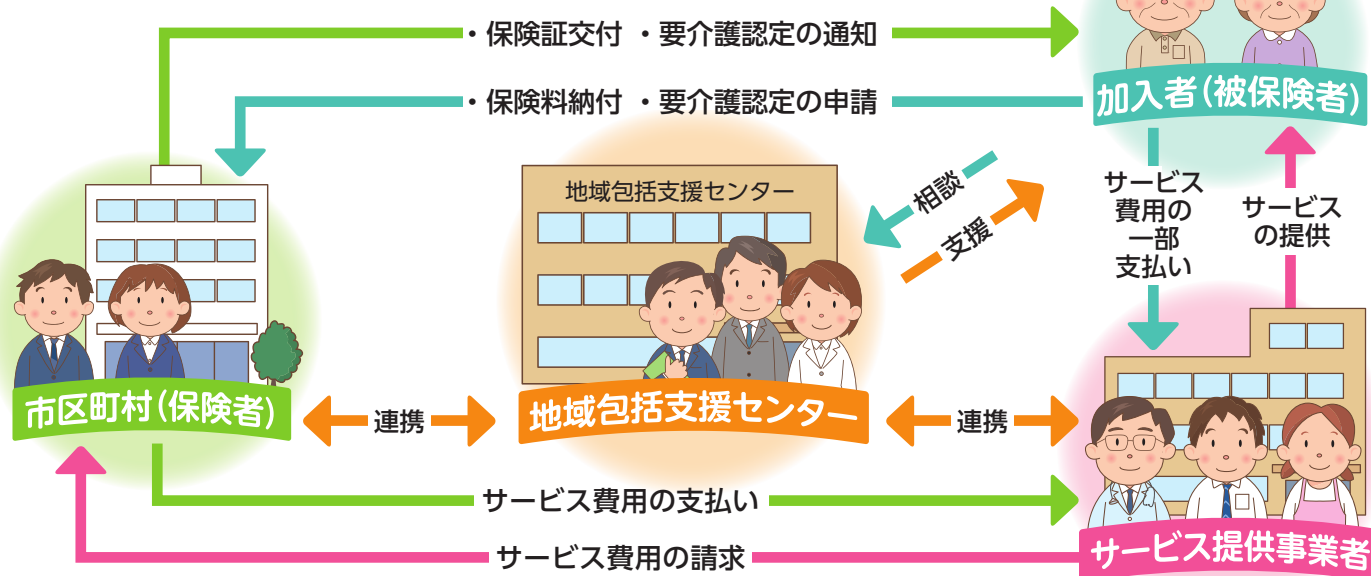


松原市
マスコットキャラクター
“マッキー”

介護保険のしくみ

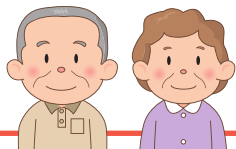
介護保険は、みなさんがいつまでも安心して暮らせるようにするための制度です。運営は市区町村が主体となっており、40歳以上の方が加入者として保険料を出し合っており、介護を必要とする方がサービスを利用できるしくみになっています。

みんなで支える介護保険



介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

65歳以上の方
(第1号被保険者)



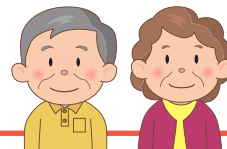
介護サービスを利用できるのは

介護が必要と認定された方です。

(病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず、介護サービスの対象となります。)

介護保険証
保険証は65歳の誕生日前に交付されます。

医療保険に加入している
40～64歳の方
(第2号被保険者)



介護サービスを利用できるのは

老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された方です。

介護保険証
保険証は、要介護・要支援の認定を受けた方などに交付されます。

負担割合証が
発行されます

要介護・要支援の認定を受けた方、総合事業の事業対象者と判定された方に、サービスの負担割合(1割、2割、3割)を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます。



特定疾病って何?

- | | | | |
|---|---|--|--|
| <p>①がん
(医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)</p> <p>②関節リウマチ</p> <p>③筋萎縮性側索硬化症</p> <p>④後縦靭帯骨化症</p> | <p>⑤骨折を伴う骨粗しょう症</p> <p>⑥初老期における認知症</p> <p>⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病</p> <p>⑧脊髄小脳変性症</p> | <p>⑨脊柱管狭窄症</p> <p>⑩早老症</p> <p>⑪多系統萎縮症</p> <p>⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症</p> | <p>⑬脳血管疾患</p> <p>⑭閉塞性動脈硬化症</p> <p>⑮慢性閉塞性肺疾患</p> <p>⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p> |
|---|---|--|--|

しくみ

保険料

申請

利用

地域支援事業

費用